重要事項説明書

(通所介護事業)

令和7年4月1日作成

1．事業主体概要

事業主体名	有限会社グループホームふるさとの家
法人の種類	有限会社
代表者名	小関　信
所在地	島原市新湊二丁目丙1743番地
TEL FAX	０９５７－６５－５００８ ０９５７－６５－５０２３
他の介護保険事業の種類	認知症対応型共同生活介護（介護予防） 認知症併設通所介護（介護予防）
他の介護保険以外の事業	有料老人ホーム
法人の理念	「老いても障害を持っても　当たり前に、 自分らしく　普通に暮らしたい」 を基本理念に掲げ、住み慣れた居宅において、能力に応じた生活を営む事ができるよう、また介護者の心身の負担の軽減に即応したサービスを提供していきます。

2．ホーム概要

ホ　ー　ム　名	デイセンター「城下」
所　在　地	長崎県島原市新湊二丁目丙1743番地
T　E　L	０９５７－６５－５０４０
開設年月日	平成２３年5月１日
指定認可日	平成２３年5月１日
保険事業者指定番号	４２７０３００９８３
管　理　者	武田知加子（介護支援専門員・介護福祉士）生活相談員兼務 業務内容　・　従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護サービスの提供に当たるものとする。 ・　それぞれの利用者に応じた介護計画書を作成し、利用者又はその家族に対し内容等について説明を行う。 ・　利用者及びその家族又は介護者の相談に応じる。
生活相談員	武田知加子（管理者兼務）　　渡辺　美和（社会福祉主事）常勤 業務内容　・　利用者及びその家族又は介護者の相談に応じる。
看　護　師 機能訓練指導員	岩本　純子（看護師）常勤 小関　みどり（看護師）非常勤 業務内容　・　病状急変時に即対応できる体制をとる。 ・　日常生活を営めるのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
介護職員	常勤３名以上 業務内容　・利用者が居宅でその人らしい当たり前な普通の日常生活を営めるよう、又少しでも認知症状の軽減及び遅延するよう介護、支援する。
ホームの運営方針	利用者、介護者のニーズを重要視した必要な居宅サービスを、利用できるよう、指定居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成すると共に、計画に基づいたサービスが確保されるよう関係機関・事業者と連絡調整及び便宜の提供を行う。

介護理念（目標）	一　その人らしく当たり前に普通の暮らしを 二　その人のペースに合わせてゆっくりと 三　生き甲斐を持って楽しく安心して生活できるよう 四　言葉遣いに注意し、決して強制はしません 五　家庭的な雰囲気で共に生活していきます 私たちは愛と誠意を持ってお手伝いします。

3．交通の便

交　通　の　便	島原鉄道　島原外港駅下車　車で10分

4．営業日及び営業時間・サービス提供時間

営　業　日	年中無休 ＊祝日・正月・お盆は平常通り営業いたします。
営業時間	午前8時～午後6時 ＊但し利用日、利用時間はご相談に応じます。
サービス提供時間	午前9時～午後5時

＊　その他の時間帯についてはご相談に応じます。

5．対象者及び人数

事業名	条　件	利用人数
通所介護事業	要介護１～５までの高齢者	20　名

6．事業の実施地域

実　施　地　域	島原市　・　南島原市　・　雲仙市

7.サービス及び利用料等

保険給付サービス	排泄・入浴（清拭）・着替えの介助等日常生活上の世話、健康管理、機能訓練、相談援助など包括的に提供され、要介護度別に定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。 （別表利用料参照）
食　事　の　提　供	1食　６００円　　（内訳　400円＝食材費　・　200円＝水光熱費他）

8．サービスの評価

第三者機関による外部評価	なし

9.緊急時の対応

サービスの提供時に利用者の病状が急変したり、その他緊急時の事態が生じたときは速やかに主治医に連絡すると共に、緊急時連絡先に連絡し状態を報告します。また、関係機関に連絡すると共に必要な処置を講じます。

10.事故発生時の対応

⑴　事故の種類による対応

ア. 送迎中の事故

① けが人が発生した場合は、直ちに救急車を呼び警察に通報すると共に、届けられた緊急時連絡先に連絡します。

② 物損事故の場合は警察に通報し、関係先に連絡します。

イ. 介護事故

① 骨折等の傷害事故・・・看護師による応急処置をするとともに、緊急時連絡先に連絡をとり医療機関に搬送し診療治療を受けていただきます。

② 行方不明・・・事業所職員、関係者による捜査によっても発見できない場合は、警察に捜査依頼します。

③ その他の事故・・・事故発生時のマニュアルによる対応をします。

ウ. 衛生事故・・・関係機関に連絡報告し、その機関の指導に従い対応します。

エ. 火災、地震など災害・・・消防署、他関係機関に連絡報告するとともに、防火管理者が指揮を執ります。

⑵　事故に対する賠償

事故に対する賠償については、利用者、利用者代理人などと十分に話し合い、誠意を持って対応する。賠償責任が生じた場合は、事業所が加入している賠償責任保険および傷害保険を適用します。

11. 苦情処理について

手順　1次措置

1　苦情を受けた職員は内容を充分に聴取し理解した上で、いったん保留し後日必ず連絡することを説明する。
「苦情処理記録用紙」に明記し、速やかに管理者に報告する。

2　報告を受けた管理者は、内容を理解し、問題解決に当たる。

3　管理者で解決できない問題は、担当介護支援専門員や他の関係機関と連携し、問題解決にあたる。

● 苦情相談窓口

デイセンター「城下」　　電話　０９５７－６５－５０４０

担当　武田知加子　　携帯　０９０－７３８４－１５８２

「城下」代表　小関　信　　携帯　０８０－２７９９－５１６６

2次措置

上記１～４で対応できない分は、次の関係機関に連絡し相談する。

● その他の苦情相談窓口

・島原地域広域市町村圏組合

介護保険課　　島原市有明町大三東戊1327　TEL　0957-61-9101

・国民健康保険団体連合会

長崎市今博多町８番地２　国保会館　介護保険課　TEL　095-826-1599

・長崎県　福祉保険部　長寿社会課

〒850-8570　長崎県長崎市尾上町3-1　TEL　095-824-1111

12. 秘密保持等について

① 従業する職員は正当な理由がなく、業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らさないことを約束し、予め事業者と個々の従業職員の間で誓約書を交わします。

② 従業する職員は離職後も正当な理由がなく業務上知り得た利用者、家族の秘密を漏らしてはならないことを誓約書をもって証とします。

③ サービス担当者会議、及び認知症高齢者のケアに関心のある保険・医療・福祉関係職種において資質向上を目指した教育の場で、個人情報を必要とする場合は、当該家族の同意を、文書によりご協力・了解を得ることとします。

13. 非常災害対策について

事業者は、非常災害に関する具体的（消防、風水害、地震等）計画を作成し、防火管理者または火気消防などについての責任を定めておくことと共に、非常災害に定める為、年２回以上定期的に避難、救出訓練を行うこととする。

14. 地域との連携

1、 当ホームでは、事業の運営に当たって地域住民又は関係者と連携及び協力を行う等地域との交流を積極的に図ります。

2、 利用者、利用者の家族代表、行政、地域住民代表者、事業所代表（職員）から構成する「運営推進会議」を２カ月に１回開催し、事業報告、要望、助言等について記録を作成し、公表いたします。（但し利用者等に関する個人的情報は、守秘義務により決して漏らしません）

15. 身体拘束の禁止

1. 当ホームは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行ないません。

2. 緊急やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、切迫性・非代替性・一時性の全てを満たす状態であることを確認し、身体拘束の内容、目的、緊急やむを

得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し、適正な取り扱いにより行うものとします。

3. 当ホームは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。
   (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
   (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
   (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

16. 虐待防止に関する取り組み

1. 当ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
   (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
   (2) 虐待防止のための指針を整備
   (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
   (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 当ホームはサービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

17. 業務継続計画

1. 当ホームは感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を制定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
2. 当ホームは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
3. 当ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

附　則　この規定は、平成２３年　5月　1日　より施行する

改　定　平成２４年　1月　1日
改　定　平成２４年　12月　1日
改　定　平成25年　9月　1日
改　定　令和1年10月1日
改　定　令和3年　2月1日
改　定　令和4年　4月1日
改　定　令和7年　3月1日

改　定　平成25年11月1日
改　定　平成30年4月1日
改　定　平成30年8月1日
改　定　令和2年8月1日
改　定　令和4年3月1日
改　定　令和6年4月1日